

「存じですか。○○○

国民健康保険の

高額療養費

国民健康保険に加入している方が同一月内に同じ病院で治療を受けたときには、窓口で支払った自己負担分が次のような金額を超えると、その差額について高額療養費の支給が受けられます。

①保険加入者本人の自己負担額が5万7千円（住民税が非課税世帯の加入者は3万1千8百円）を超えた場合の差額

②同一世帯で2人以上入院した場合などは自己負担額が1人3万円（非課税世帯・2万1千円）を超えて、その合算額が5万7千円（非課税世帯・3万1千8百円）を超えた場合の差額

③1年以内に高額療養費の支給を4回受けたときには4回目以降3万3千円（非課税世帯・2万2千2百円）を超えた場合の差額

《注意する」と》

○1カ月というのは、月の1日から月末までの暦月ごとに計算されます。

- 入院・外来、歯科は別々に計算されます。
- 保険診療の対象となる差額ベッド代や付添看護婦等は対象になりません。

- 総合病院の各診療科は別の病院として扱います。ただし、入院患者がほかの科の診療を受けたときは合計します（その場合でも歯科は別）。

- A病院とB病院へ同時にかかる場合A・B両方の療養費は別々の計算になりますが、それぞれ3万円（非課税世帯・2万1千円）を超えておれば、高額支給の対象となります。

- 申請方法
印鑑・領収書、保険証をお持ちの上、本人か家族の方が市役所保健課国民健康保険係まで申請してください（毎月支払い終了後お早めにお願いします）。

※高額療養費の決定は早くて診療月の4カ月後になりますが、国保税の滞納者については高額療養費の一部で納税義務を果たされます。

していただこうことになります。
詳しいことのお問い合わせは

保健課国民健康保険係（☎⑥⑤②
111内線145）まで。

○歩行者の皆さん、飛び出しや車の直前直後の横断は危険です。

道路を横断するときは必ず横断歩道を渡りましょう。特に高齢者の皆さん、外出は明るく自立つ服装で。

【保健課】
年末年始の交通安全運動

【保健課】

交通のルールとマナーを正しく実践

マナーを正しく実践
年末年始の交通安全運動

「110番の日」

事件や事故を見たり聞いたりしたときは、どんなことでもさう110番してください。

○上手に使おう110番

「110番」は私たちの生命、身体、財産を守る緊急電話。南国署内の今年上半期（1月～6月）の受理件数は約3千件。事故の通報など、1日の利用は平均17件に上ります。市民の22人に1人は110番を利用したことになり、市民との強いきずなになっています。

しかし、中にはまだ「110番」をするのを遠慮したり、せっかく利用しても、あわてて通話内容が分かりにくかったりするものもあります。

1月10日は「110番の日」。安心を支えるあなたの110番、上手に使おう「110番」を合言葉に、「110番」をもっと身近なものとして積極的に利用してください。

○事件・事故見たら聞いたら110番

1月1日から

【南国警察署】
電話番号変更

【南国警察署】
☎⑥④③④⑤⑥

1月1日号広報なんこく5ページ「市展」の中の日本画特選「竹園」の写真説明「細川」さんは「細川益」さんの誤りでした。

また、同6ページ「保育所への入所申請受付」の中の表見出し「保育所」の誤りでした。

おわびして訂正いたします。

○事件・事故見たら聞いたら110番